

事業系一般廃棄物排出事業者様へのおしらせ

横須賀市一般廃棄物協同組合

平成25年4月1日より横須賀市内事業系ごみ処理のルールが変わります。
今まで事業所からでる、可燃ごみ、不燃ごみ、容器包装プラ、ビンカンペットの4分別ごみを事業系一般廃棄物として収集処分して来たのですが、
本年4月より可燃ごみ以外の不燃ごみ、容器包装プラ、ビンカンペットボトルが産業廃棄物の位置づけに変更になります。

可燃ごみに関しては、今まで通り横須賀市のごみ焼却場で処理出来るのですが、
産業廃棄物に指定されると行政の処理場では処理できず、産業廃棄物の許可を持った処理場に処理の委託をしなければなりません。

産業廃棄物の処理については、廃掃法で定められる産業廃棄物の処理委託契約
(産業廃棄物の収集運搬業者と産業廃棄物の処分業者、其々)と、産業廃棄物の
マニフェスト(産業廃棄物管理票)の運用が必要になります。

マニフェストとは、産業廃棄物を処理委託する際に排出者が、廃棄物の種類や
性状や形状、数量などを伝票に明記して収集運搬業者及び処分業者に廃棄物の
情報を正確に伝え、廃棄物処理の流れを排出者が把握、管理することで廃棄物の
適正処理を確保する為のシステムです。

4月1日以降も今までとおり廃棄物の回収は致しますが、横須賀市の処分場に
搬入出来なくなり、回収車両も産業廃棄物の許可を受けた車両に変更せざるを得
ない為、また車両の追加や処分料金が変わるので廃棄物の処理代金が変わります。

尚、処理代金の詳細につきましては、契約業者より追ってお知らせ致しますので
どうぞ宜しくお願い申し上げます。